

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて ～

■ 保険料率が変わりました

- 被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成30年・31年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	平成28・29年度 (年間)	49,809円	▶	平成30・31年度 (年間)	50,205円 (396円増)
●所等割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成28・29年度 (年間)	10.51%	▶	平成30・31年度 (年間)	10.59% (0.08ポイント増)
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成28・29年度 (年間)	57万円	▶	平成30・31年度 (年間)	62万円 (5万円増)

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減が見直しされました

- 平成29年度は、一定の所得以下の方について、所得割が「2割」軽減されておりましたが、平成30年度から、「軽減なし」へ変更となりました。

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

- ▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■ 保険料の計算方法（平成 30 年度）

- 保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 29 年中の所得 - 33 万円) × 10.59%	=	1 年間の保険料 【限度額 62 万円】 (100 円未満切り捨て)
---	---	---	---	--

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 保険料の軽減について（平成 30 年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4 段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
33 万円かつ被保険者全員が所得 0 円 (年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下)	9 割軽減	5,020 円	約 100 円増
33 万円	8.5 割軽減	7,530 円	約 100 円増
33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減	25,102 円	約 200 円増
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減	40,164 円	約 300 円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに 15 万円を引いた額で判定します。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特例措置として、所得割がかからず、均等割が 5 割軽減となります (50,205 円 → 25,102 円)。

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

■ 年間保険料額の例（平成 30 年度）

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80 万円	9 割	5,000 円	100 円増
153 万円	8.5 割	7,500 円	100 円増
168 万円	8.5 割	23,400 円	3,400 円増
195 万円	5 割	69,500 円	9,300 円増
195 万 5 千円	5 割	70,100 円	5,400 円減
211 万円	2 割	101,500 円	12,900 円増
217 万円	2 割	107,900 円	800 円増
218 万円	2 割	108,900 円	9,200 円減

● 単身世帯（元被扶養者）の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80 万円	9 割	5,000 円	100 円増
168 万円	8.5 割	7,500 円	100 円増
218 万円	5 割	25,100 円	10,200 円増

平成 30 年度の保険料額は、**7** 月に個別にお知らせします。

問合せ

役場保健福祉課国保係
北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 2 - 2551

☎ 011 - 290 - 5601